



長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第83号)

配信日 平成27年1月29日

長崎県消費生活センターからの情報です。

パソコンの警告表示に関する注意情報！

〈相談事例〉

1年ほど前にパソコンを購入し使用していたが、1週間ほど前から「エラーが600から700ある」などと表示が出るようになり、「修正するにはソフトが必要」と書かれていたので、誘導されるままセキュリティーソフトをダウンロードした。しかし、その後インターネットでエラー表示が消えることはなく、この業者について調べると悪い評判が多かった。解約したいが、書いてある電話番号は海外のようでしかも電話しても繋がらない。どうしたらよいか。

〈消費者センターからのアドバイス〉

- パソコンの操作中に突然現れる警告表示は本当の危険やエラー等を知らせるものだけとは限らず、消費者の不安をあおりソフトの購入手続きに誘導する「広告」の可能性があります。信頼できる表示か分からない場合はクリックしないようにしましょう。
- パソコンを危険な状態から守るためには、パソコンの基本ソフト（OS）やアプリケーションを常に最新の状態に保つことが必要です。IPA（独立行政法人情報処理推進機構）のHPで最新の状態かどうかを確認できるので活用しましょう。
- セキュリティーソフト等を購入する際は、パソコンショップや電器店などで購入するか、事前に自分で情報を収集し、複数のソフトを比較検討し購入するようにしましょう。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)